

橿原市地域包括支援センター基本指針

I 方針策定の趣旨

この「橿原市地域包括支援センター基本指針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とする。

特に、第9期介護保険事業計画で示されたように、「地域包括ケアシステム」を構築していくとともに、効果的に機能させていくことができるような体制の整備の推進を目的とする。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

- ・ センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。
- ・ センターの設置責任主体は橿原市であることから、橿原市は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。
- ・ 具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組方針について、橿原市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。
- ・ 橿原市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、橿原市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保する。
- ・ センターの機能を補完するために、かしはら街の介護相談室（地域包括支援センター ブランチ）（以下、「ブランチ」という。）を設置し、センターとの情報共有や適切な役割分担のもと、センターの担う総合相談業務等の円滑かつ効率的な処理・対応が可能となるよう連携して取り組む。
- ・ 次のとおりセンターは南北2箇所、ブランチは日常生活圏域7箇所に設置する。

地域包括支援センター 北圏域

ブランチ 橿原中学校区

八木中学校区（北）：耳成小学校区、耳成南小学校区、晩成小学校区
大成中学校区

地域包括支援センター 南圏域

ブランチ 八木中学校区（南）：鴨公小学校区、香久山小学校区

畝傍中学校区

白橿中学校区

光陽中学校区

III 運営上の基本的な考え方や理念

1 公益性の視点

- ・ センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

- ・ センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性の視点

- ・ センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当校区の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ・ 地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性の視点

- ・ センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。
- ・ 地域の保健・医療・福祉の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

IV 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

1 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者が、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」構築のための中核機関として位置づける。

また、高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、個人の自立と QOL（生活の質）の追求を可能とするための支援を行う。

2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

3 地域社会との連携及び専門職との連携の方針

高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を推進するため、センター及びブランチが中心となり、地域の住民や介護事業者、医療機関等の関係団体と連携し、高齢者支援のためのネットワークを構築する。

4 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、専門的な見地から日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針について助言・指導を行う。また、介護支援専門員の全体的なスキルアップを目的として、研修会を定期的の実施する。

5 市関係部局との連携方針

地域住民の保健福祉を適切に推進できるよう、市関係部局とも連携して相談支援を行う。

6 公正・中立性確保のための方針

センターは、「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法令を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。

V 業務推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

- ・ センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。
- ・ この事業計画は、センターの基本姿勢を表すものとして、住民に対しても分かり易く広報する。

(2) 設置場所

- ・ 地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置する。
- ・ 運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）に立って事務所を設置する。

(3) 職員配置

- ・ 介護保険法施行規則第140条の66の規定に基づき、3職種の人員配置を適切に行うこと。
- ・ センターの職員は、自らの業務が地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者にとって最善の利益を図るために業務を遂行する。

(4) 地域との連携

- ・ 地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

(5) 個人情報の保護

- ・ 個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」及び「檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例」等に基づき、保有個人情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底すること。
- ・ 万一、情報漏えい事案が発生した場合は、速やかに状況を市に報告するとともに、市が指示する対応策を実施すること。
- ・ 正当な理由なしに、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（守秘義務厳守）

(6) 広報活動

- ・ センターの業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者に対し積極的に広報する。

(7) ブランチの機能強化

- ・ センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、ブランチを設置する。
- ・ 高齢者の実態把握及び相談対応業務を、センターと各ブランチが協力・連携して円滑かつ効果的に実施するとともに、困難事例等の緊急一時保護対応や、担当区域における地域包括ケアシステム構築に連携して取り組み、センターの機能強化を図る。

(8) 苦情対応

- ・ 地域包括支援センターに関する苦情については、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて改善策を講じること。
- ・ 地域包括支援センターが受けた苦情については、その内容を記録し保存するとともに、橿原市に報告すること。

2 総合相談支援業務

(1) 実態把握

- ・ 様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。

(2) 総合相談業務

- ・ 地域において安心できる拠点(中核的機関)としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制を作る。
- ・ 介護サービスに関する相談については、市に内容を報告すること。
- ・ 相談対応の際に、相談者のプライバシーが確保されるような環境を整備すること。

(3) ネットワーク構築業務

ア. 地域の社会資源やニーズの把握

- ・ 地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行う。
- ・ ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握を積極的に行う。
- ・ 地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組む。

イ. ネットワークの構築

- ・ 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチーム支援を行う。
- ・ 認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワークを有効に活用する。
- ・ 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行う。
- ・ 更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

ウ. 地域住民の啓発活動

- ・ 地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連帯や、個人の尊厳を尊重し理解するために必要な啓発活動に取り組む。

エ．高齢者虐待防止ネットワークの構築

- ・ 地域における高齢者虐待防止ネットワーク構築のため、行政・関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。
- ・ 虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行う上で、ネットワークを活用する。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護

ア．基本姿勢

- ・ 複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援を行う。

イ．成年後見制度

- ・ 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。
- ・ 権利擁護支援地域連携ネットワークにおける中核機関として、地域連携ネットワークを整備し、地域の専門家や幅広い関係者との連携体制を構築する。

ウ．老人福祉施設等への措置

- ・ 判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携して支援する。

エ．高齢者虐待への対応

- ・ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行う。

オ．困難事例への対応

- ・ 困難事例（重層的問題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討し、適切な対応を行う。

カ．消費者被害防止

- ・ 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報を把握し、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ・ 施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・ 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

- ・ 認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができるような地域づくりを推進する取組を実施する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

ア. 日常的個別指導・相談

- ・ 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。
- ・ 介護支援専門員から受けた相談事例については、内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しておく。

イ. 事例検討会・研修会の実施

- ・ 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

ウ. 支援困難事例等への指導・助言

- ・ 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

エ. 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・ 地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務を実施できるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

5 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、できることを本人と共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。
- ・ 具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、初期の目標達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直す。
- ・ 将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防を支援する。
- ・ 1人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取組を総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上のための働きかけや、本人の能力を最大限に引き出す支援を行う。
- ・ 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務を地域の居宅介護支援事業所に委託する場合は、公平かつ中立な事業所の選定を行うとともに、台帳への記録により委託状況を管理し、特定の事業所に偏りのないようにすること。
- ・ 居宅介護支援事業所に介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務の委託をする場合は、業務が適切に行われているか確認すること。

6 認知症施策推進業務

(1) 関係機関との連携

- ・ 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を

行う。

- ・ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備する。

(2) 地域の体制づくり

- ・ 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- ・ 地域のキャラバン・メイトと協力しながら、「認知症サポーター養成講座」を活用した取組を行う。

(3) 当事者への支援

- ・ 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等の関係機関との連携・協力体制を構築する。
- ・ 認知症カフェ等の認知症高齢者やその家族が集える場所等を提供することで、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう取組を行う。

7 在宅医療・介護連携推進業務

- ・ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市と協働で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を図り、住み慣れた地域で在宅生活を送れるよう支援体制を構築する。
- ・ 専門職間での連携の課題や意見交換等の内容をまとめて医療介護連携の構築を継続させるとともに、構築された医療介護連携のネットワークを活用し、介護予防や認知症等の課題について、地域への働きかけや課題の提案を行う。

8 生活支援体制整備業務

- ・ 日常生活圏域に、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（第2層）を配置し、地域の実情に応じた高齢者の日常生活を支える仕組みを構築する。

9 地域ケア会議の充実

- ・ 介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について、地域の住民や多職種による検討を行い、自立支援のためのケアマネジメントの支援や、地域で不足している社会資源の把握及び課題の解決に資するよう、地域ケア会議を推進する。
- ・ 介護支援専門員のケアマネジメント支援のために、リハビリテーション専門職等が、ケアマネジメントのプロセスに関与し、多職種により課題及び背景・原因の分析をより深めていくことで、本人の意欲に働きかけながら、要支援者等が有している生活機能の改善を目指す自立支援地域ケア会議を実施する。